『福祉避難所設置・運営マニュアル』に基づくフロー図

平常時における取り組み

福島市（災害対策本部）	福祉避難所（市・福祉施設設置法人）	人的支援（市社会福祉協議会）	福祉機器等供給（福島県福祉機器協会）	その他（移送・医療等）
◎福祉避難所の対象となる者「避難行動要支援者」の概数及び現況の把握 ◎福祉避難所を設置するうえで利用可能な福祉施設等の把握 ◎福祉避難所を運営するうえで必要な人材及び物資等の把握				

◎福祉避難所等の指定

☆災害発生時における福祉避難所の指定に関する協定（市 ⇔ 福祉施設設置法人）
☆福祉避難所における人的支援に関する協定（市 ⇔ 市社会福祉協議会）
☆福祉避難所における福祉機器等の供給協力に関する協定（市 ⇔ 県福祉機器協会）

福祉避難所	人的支援	福祉機器等供給	その他
◎福祉避難所の周知 市政だより等を活用し、避難行動要支援者をはじめ、その家族、市民へ周知・啓発を図る。	◎福祉避難所の人材確保 ヘルパー及び有資格者等の関係団体との協定、ボランティアの養成に努める。 ボランティアセンター等と連携し、派遣体制を確立する。	◎福祉避難所の物資・器材の確保 備蓄の補完、備蓄に馴染まない器材（ベッド等）の確保を図る。 協会加盟業者等と連携し、供給体制を確立する。	◎移送手段の確保 市は一次避難所から福祉避難所、医療機関等への移送、また福祉避難所への物資・器材の配送方法等を検討する。
◎福祉避難所の施設整備 施設管理者は福祉避難所として必要な施設整備（スロープ等のバリアフリー化）に努める。			
◎福祉避難所の受入可能人数の把握 各福祉避難所協定法人と随時協議し、施設ごとの受入可能人数を把握する。 ◎協定外の各種施設でも緊急的に受け入れを要請する可能性があるため、幅広い情報把握に努める。	◎福祉避難所の物資・器材の確保 必要な物資・器材（医薬品、介護用品、車いす等）の備蓄を図る。		◎福島市在宅医療・介護連携支援センターとの連携 市は緊急入院や入所、また医療的処置や感染症発生等に対する適正な対応を図るための連携を図る。

◎福祉避難所の運営体制の事前整備、運営訓練の実施等

☆要支援者に対する避難支援業務等を的確に実施するため健康福祉部内に避難行動要支援者支援チームを設置する。
☆福祉避難所の速やかな開設及び運営等を円滑に行えるよう、各協定法人・協会等と情報共有及び連携強化を図る。※協定後、年１回程度の連絡会議を開催する。
☆各協定法人・協会のほか、地域住民（団体）、要支援者本人及びその家族等の幅広い関係者が参加する避難訓練、情報伝達訓練または研修会を実施する。

災害時における取り組み

災害発生

福島市（災害対策本部）	福祉避難所（市・福祉施設設置法人）	人的支援（市社会福祉協議会）	福祉機器等供給（福島県福祉機器協会）	その他（移送・医療等）
◎災害対策本部において被害状況及び避難状況等の確認、把握				
◎指定避難所の開設	◎拠点的（公共施設等）福祉避難所（一次）の開設			
◎要支援者支援チームの設置、派遣				
◎二次的福祉避難所の開設要請	◎二次的福祉避難所の開設判断 開設可否（被災等確認）			
◎人材の派遣要請		◎有資格者等の人材派遣 派遣可能人数等の調整		
◎福祉機器等の供給要請			◎福祉機器等の供給 供給可能機器等の調整	
◎移送協力の要請	◎移送協力 指定避難所等からの避難者移送の調整			◎移送協力 人材、機器移送の調整 指定避難所等からの避難者移送の調整
◎避難所連絡員による 指定避難所～ 福祉避難所～ 医療機関等への移送判断				

【協力体制】

人的支援
福祉機器供給
福祉避難所
移送
医療等

人的支援
移送協力
人的支援
機器等供給
移送協力

各協定法人等の承諾 ・ 福祉避難所の開設決定

◎福祉避難所（社会福祉施設）の開設

☆体制が整い次第、受け入れ開始。被害状況等に応じて開設数を検討。
☆人的支援及び福祉機器等供給に関する協定等により福祉避難所の適切な管理運営にあたる。
☆開設期間は原則として７日間（やむを得ない場合は必要最低限の期間延長）。

福祉避難所	福祉避難所	人的支援	福祉機器等供給	その他
◎福祉避難所開設に関わる情報共有 指定避難所、支援団体、要支援者及びその家族等 ◎相談窓口の設置等	◎避難者名簿の作成等 ◎相談窓口の設置等	◎災害ボランティアセンター等との連携 ◎派遣人材の管理、調整	◎供給機器等の管理、調整	◎緊急入所等の実施 緊急入院や入所、医療的処置等への対応

連携

◎福祉避難所の解除

☆福祉避難所の統廃合、撤収、解除、原状回復。
☆福祉避難所に係る費用の請求、支払い（食費、介護用品（消耗品）、賃借料等の実費分）。